

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令要綱

第一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第一条第一項に規定する個別法の規定に基づき積立

金の処分に係る承認の手續を定める独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令

（平成十二年政令第三百十六号）別表第一の第二欄の一部の整理を行うこと。

（本則関係）

第二 この政令は、公布の日から施行すること。

（附則関係）